- 患者遺族に対し事情聴取を行う。
- ・ 臨床評価医を支援し、医療機関における診療記録等の確保、聞き取り調査を行う。
- ・ 資料の整理を行う。
- ③ 臨床評価医
 - 患者遺族に対し事情聴取を行う。
 - ・ 医療機関から提出された診療記録等の調査、聞き取り調査を行う。

2)解剖

i)業務体制

解剖は、解剖担当医(法医、病理医)及び、関係診療科の臨床立会医(臨床評価医の兼任も可)並びに、調整看護師の立ち会いの下で行うこととし、原則として当該事案が発生した医療機関以外の医療機関に所属する者とする。原則として患者遺族(又はその代理人を含む)、依頼医療機関からの解剖立会は認めない。

- ii)業務手順
- ① 受付時間、当番等については地域ごとにルール化し、あらかじめ周知しておく。
- ② 解剖を行うにあたり、解剖に必要な事項について医療機関から提出された診療記録等の調査や聞き取りを行う。
- ③ 解剖を行う。薬物検査が必要な場合には、検査を行うか、検査可能な機関に依頼する。
- ④ 死体検案書、解剖結果報告書を作成する。
- ⑤ なお、解剖した結果、死体について犯罪と関係のある異状があると認めたときは患者遺族、依頼医療機関に対し速やかにその旨を伝えた上、死体解剖保存法第 11 条に基づき 警察に届ける。
- iii)業務内容
- ① 総合調整医
 - 解剖担当医、関係診療科臨床立会医との連絡調整を行う。
- ② 調整看護師
 - ・ 解剖担当医、臨床立会医との連絡調整を行う。
 - ・ 解剖と患者遺族に対する解剖結果の説明に立ち会う。
 - 検体の送付を行う。
 - ・ 資料の整理を行う。

③ 解剖担当医(法医、病理)

- ・ 依頼医療機関と協議の上、解剖実施の段取り(現地解剖、遺体搬送等)について連 絡調整を行う。
- ・ 解剖に必要な事項について医療機関から提出された診療記録等の調査や聞き取りを 行う。
- ・ 解剖について患者遺族に説明を行う。その際、解剖を実施した施設における臓器、 検体の保存方法等についても説明する。
- 解剖を行う。
- ・ (執刀医)解剖当日に死体検案書(埋葬許可証に添付するもの、暫定診断や死因不 詳も可)を作成する。死体検案書は患者遺族、依頼医療機関に渡し、結果を伝える。